

## 港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区(以下「甲」という。)と公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団(以下「乙」という。)は、港区立生涯学習センターの管理運営に関して、令和6年3月22日に締結した「港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書」(以下「原協定」という。)の一部変更について、次のとおり、協定を締結する。

1 原協定書第17条第2項を次のように改める。

(本施設の改修等)

第17条

2 本施設の修繕については、1件につき200万円(消費税を含む。)を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき200万円(消費税を含む。)以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

2 本変更協定書に定めのない事項又は本変更協定書について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

3 本変更協定書は令和8年4月1日から適用する。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年2月10日

甲 港区芝公園一丁目5番25号  
港区教育委員会  
教育長 新宮 弘章

乙 港区赤坂四丁目18番13号  
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団  
理事長 田中 秀司